

技管第558号

令和2年9月29日

県土整備部各課（室）長
殿
県土整備部各出先機関の長

県土整備部長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」（令和2年5月15日付け技管第217号）により通知しているところです。また、工事現場の熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」（令和元年9月20日付け技管第820号）及び「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の改定について」（令和2年9月29日付け技管第553号）により通知しているところです。（以上3通知について、以下「関係通知」という。）

今般、工事現場においては、新型コロナウイルス対策を実施しながらの熱中症予防が必要であり、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年7月10日付け通知、技管第459号）において、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の取組事例等が拡充されたところですが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応してください。

その際、関係通知のうち「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」においては、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防^{※1}にあたっては、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応して下さい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算」（土木工事標準積算基準書第I編総則第9章）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でないとは判断されるものについては積上げ計上できることに留意下さい。

※1 別紙「新型コロナウイルス感染症予防取組事例（参考資料）」を参照下さい。

なお、経費計上の方法は新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の内容により、異なるため、ご注意下さい。^{※2}

※2 別紙「（参考）新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の経費計上項目整理表」を参照下さい。

本運用は、上記関係通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとし、適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとします。

技術管理課 技術情報担当

TEL: 055-223-1683